

ランシエールの「知識の美学＝感性論」

－市民性教育の再考－

藤本 奈美

はじめに

本論の目的は、ジャック・ランシエール（Jacques Rancière）の議論を手がかりとして政治の主体を育成する市民性教育における知の新たな構想を提示することである。今日の市民性教育研究においては、主体的市民の育成が主要な目的として認識されている反面、特定の主体的市民像を掲げることが、若者を既存の秩序に取り込んでしまう危険性をはらむ、という問題が指摘されている。

ディランティやヒスロップ＝マージョンとシアースらの議論に代表されるように、あらかじめ設定した市民としての知識やスキルを若者に受け身に獲得させるだけでは十分ではなく、彼らが政治の主体として共同体のなかで生きるための支援をすべきであるという認識は、現在広く共有されている¹。その一方で、主体的という言葉を含みながらも、既存秩序の想定内における「よりよき」共同体への主体的な参加を要請することによって若者を既存の秩序に取り込んでしまう場合もある。たとえば、新教科「公共」では主体的な市民の育成が目標の一つとされているが²、そこで描かれている主体的市民像に基づくと、若者を民主主義の多様な可能性に開くのではなく、むしろ国家主義、市場主義の構造に取り込んでしまうのではないかと、杉浦真理や植田健男らは懸念を示す³。

市民としての主体のあり方が既存の秩序に規定されてしまうという問題に対して、広田照幸、ガート・ビースタ（Gert Biesta）らは、若者が既存秩序を更新し新たな共同体を創造していくための支援を市民性教育が担う重要性を指摘する⁴。広田は、メリトクラシーを乗り越えるための方策としての可能性を市民性教育に見出す⁵。広田の研究は、教育機会の不平等をめぐるアポリアを乗り越える議論として大きな意義をもつ。しかし、彼自身は具体的な教育のあり方について踏み込んだ言及はおこなっていない。これに対して、ビースタは市民性教育・市民学習の「主体化の構想（subjectification conception）」を展開する⁶。それに基づき、ビースタと彼に依拠する小玉重夫は、既存秩序が想定する「よき市民」についての知に抗する重要性を指摘し、そのような知に抗する市民を「無知な市民」と呼ぶ⁷。しかし、この「無知な市民」の構想も、論者らの意図に反して既存秩序への個人の取り込みを許容してしまう可能性をそれ自体に含んでいる。

そこで本論は、ビースタの「無知な市民」に関する議論を批判的に再検討すべく、市民性教

育を知の観点から捉えたうえで、彼が基盤としているランシエールの政治論に立ち返る。その際、彼の知識の「美学＝感性論」に着目する。そうすることでランシエールが提起する既存の秩序には収まりきれない知のあり方から現代の市民性教育への示唆を得ることができるだろう。

本論の構成は以下の通りである。第1節では、ランシエールの「政治的主体化」としての政治論を概観する。その際、「感性的なものの分割＝共有」という概念を検討することによって、「政治的主体化」の根底には、共同の空間において何を見ることができているのか、できないのか、何を知ることができるのか、できないのか、などを規定する形式の体系としての「美学＝感性論」があることを確認する。第2節においては、ピースタが論じる市民性教育の「主体化の構想」について考察する。とくに、彼がランシエールの「政治的主体化」に依拠して展開する「無知な市民」の概念に着目することによって、ピースタの知の捉え方の限界を明らかにする。第3節にて、第1節で見た「美学＝感性論」に基づき知識の内実を検討する。それによって、ランシエールの「美学＝感性論」においては、無知とは単なる「知の欠落」ではなく、無知は知の反転であり、知も無知も同様に社会的な状況に条件づけられた一体のものであることが強調される。このことによって、市民性教育における知の捉え方が刷新され、本論冒頭で取り上げたような既存秩序による「よりよき」共同体への若者の主体的な参加の要請にたいして市民性教育がいかに応答できるのかが明らかになるだろう。

1. ランシエールにおける「政治的主体化」の「美学＝感性論」

本節では、ランシエールにおける「政治的主体化」の過程としての政治を論じる。とくに、「政治的主体化」とは、何が聞こえるか、聞こえないかなどを規定する「感性的なもの」の再分配 (redistribution) であるという点に着目する。それによって、「政治的主体化」が「美学＝感性論」により基礎づけられていることを確認する。

1.1 「政治的主体化」

ランシエールは、「政治」を「政治的主体化」の過程として捉える。彼は、既存秩序を維持する営みを「ポリス (police)」と呼び、それに対して、秩序を分断し再構築する営みである「政治 (politique)」を規定する。彼によると、主体は「政治」において秩序によって与えられたアイデンティティや能力などを形成し直し (reconfigurer)、「ポリス」と「政治」の関係性の論理的矛盾を暴く。この主体個人の営みがいかに秩序を分断するのであろうか。

政治的主体は自分自身を「自覚」し、自らに声を与え、自らの重要性を社会に押し付ける集団ではない。…所与の体験の布置の中にある、言い換えるとポリス的秩序の分割＝共有とすでにその秩序に平等を書き込まれている者（この書き込みがどれほどよろしくつらいやすくても）の交点にある、領域、アイデンティティ、機能、能力の数々の結合および分離を作動させる者である⁸。

つまり、ランシエールが提示する「政治的主体」とは、単に自分が何者なのか自覚し、自分のアイデンティティを見つけ、その重要性を社会に訴えるだけの者ではない。そうではなく、あ

るアイデンティティと別のアイデンティティの区分を形成し直し、それらを秩序のなかにおいて作動させる (opérer) 者である。これによって、「政治的主体」は単に自分の権利を主張するのではなく、秩序を分断し構成し直し、ひいては「ポリス」と「政治」の関係性の論理的矛盾を暴くことになるのである。

このような「作動させる者 (opérateur)」の1人として、ランシエールが提示するのがジャンヌ・ドゥロワン (Jeanne Deroin) である。ドゥロワンは、1849年にフランスで行われた女性が出馬できない選挙に立候補した女性である。彼女は、当時の女性に割り当てられた役割ではない「出馬する女性」として自らのアイデンティティを再構築し、それを実践 (demonstration) として作動させた。「立候補」という行為の過程のまさに只中でまたそれを通して、彼女自身が新しい主体性を確立した存在に至る。つまり、彼女は、完全に秩序がなくなることを主張はしない一方で、立候補できない女性という規定されたアイデンティティに縛られないよう、あえて「平等」という「体制側」の言葉を用いて、秩序のなかで自らに課せられたアイデンティティを分解し、再び組み立てる主体である。このように、ランシエールのいう「政治的主体」は政治的な「行為」以前にすでに形成されているのではなく、むしろ政治的行為のなかでそれを通して生まれるため、既存秩序から自らの身体に与えられた位置＝地位 (position) をずらしていくことが可能になるのである⁹。

さらに、ランシエールによると、ドゥロワンの行為は自らの権利を要求する点においてではなく、共同体についての共和政体の定義の中心にある「ポリス」の論理と、「政治」の論理そのものの矛盾を演出する点において、「政治的」であるという¹⁰。共和政体の根幹には、平等宣言と法・慣習の補充性の思想がある。平等宣言は、女性を含むすべての人間の平等を謳う。法・慣習の補充性は、慣習と教育を通して子どもたちが市民の精神と心の形成するための支援を女性の役割＝分け前 (part) とする。このような思想が存在する一方で、現実には女性は選挙で立候補することができない。「ポリス」の論理においては、女性が市民としてこのような権利と役割＝分け前をもつにもかかわらず、彼女に被選挙権が認められていないという事実が明らかにはなっていない。このような「驚くべきもつれ合い」¹¹を暴露することが「政治」である。

1.2 「感性的なものの分割＝共有」とその再配置

秩序すなわち「ポリス」においては、どのように振る舞うことができるのか、できないのか、何を見ることができるのか、できないのか、何を知ることができるのか、できないのか等々が規定され共有される。その体系は、「感性的なものの分割＝共有 (le partage du sensible)」¹²と呼ばれる。

私〔ランシエール〕が感性的なものの分割＝共有と呼んでいるのは、共同なものの存在とそこにおけるそれぞれの位置＝地位と分け前を規定する区分とを同時に見えるようにする感性により捉えることのできる体系である¹³。

フランス語で「感性」を意味する “sens” とは、「具体的事物の印象を感じる能力」でもあり、かつ「よき判断を下す能力」でもある¹⁴。「感性的なもの (le sensible)」とは、感性もしくは感

覚によって捉えることができ、さらには特定の様式にしたがって判断されるものである。たとえば、19世紀のフランスに生きる市民が、女性の被選挙権について感じる事ができたこと、できなかったことである。それは女性が被選挙権を公に与えられていない事実を権利の剥奪とするか否かの判断に結びつく。このように、「感性的なもの」がポリスで形づくられる。一方、フランス語の“partage”は、分割と共有の両方の意味を含む。見ること、知ることができるものなどは、共同体において分割されると同時に共有される。たとえば、「誰が立候補できて、誰ができないか」という現実、19世紀フランス社会の秩序の上層部にいる者によって分割がおこなわれると同時に、市民に共有されることであった。またそのため、「ポリス」すなわち既存の秩序において所与のものとしてされるアイデンティティや能力は、「感性的なもの」が分割＝共有される（partager）過程において現れる。つまり、「感性的なものの分割＝共有」の自明の秩序が「ポリス」の基礎にある。

他方、「政治」すなわち「政治的主体化」の過程において主体は、何を見ることができるのか、できないのか、何を知ることができるのか、できないのか、誰が知っているか、知らないのか等々を区別する境界線を引き直す。それによって、秩序に異議を申し立て、そこにおいて自らに与えられた位置＝地位をずらす。この境界線の引き直しは「感性的なもの」の再分配である。主体は、法や権利など「ポリス」のほかの者たちとの「共通のもの」において、誰が見ることができ、誰が見ることができないか、誰が支配者であり、誰が被支配者なのかといった事柄に対して問題提起することにより、「感性的なもの」を再分配するのである。

このように、ランシエールの政治論は身体に与えられた位置＝地位に関わるものであり、かつ感性により捉えられる次元に根ざしている。彼はこのような「感性によって捉えることのできるものを規定するア・プリオリな形式の体系」¹⁵を「美学＝感性論（esthétique）」と呼ぶ。“Esthétique”は従来「芸術の学」「感性の学」としても理解されるが、ランシエールにおいてはそのいずれでもない。彼においてそれは、「感性的なもの」の（再）分配の根底にあるものである。

以上のことから、主体の経験領域は感性により捉えることのできる、すなわち感覚可能な構造のなかにあることが明らかになる。「政治的主体」とは、この構造のなかで、すでにある振る舞いやあり方、発話を分解しつつ、さらに組み立て直すことで、自らの実践を通して経験野を再編成する「作動させる者」である。

2. ビースタの市民性教育における「主体化の構想」に見る知と無知

ランシエールの「政治的主体化」としての政治論を踏まえて、本節ではビースタの「主体化の市民性教育」を批判的に再検討する。それは、彼が展開する「無知な市民」の概念が、秩序あるいは共同体のなかで市民が直面する知の問題を照射する。

2.1 ビースタの「主体化の構想」

『民主主義を学習する（*Learning Democracy in School and Society*）』（2011年）においてビースタは、市民性教育の様式を主に「社会化の構想」と「主体化の構想」に分ける。前者はランシエールの「ポリス」に、後者は「政治」に対応する。そのうえで、ビースタは「主体化の構

想」の方を提唱する¹⁶。それは、「社会化の構想」に対する異議申し立てである。

市民性教育の「社会化の構想」は「既存の社会的・政治的な秩序の再生産にかかわる学習と教育の役割に注目し、それゆえに、既存秩序に対する個人の適応を強調する」¹⁷ものとして捉えられる。この市民性教育の構想においては、既存の社会的政治的秩序の一部として、子どもや若者を含む新参者をそこに入りこませることが想定されている。したがって、この構想においては、誰が市民で誰がそうではないか、市民のコミュニティのどこが「外側」でどこが「内側」であるのかという区分は、すでに規定されており、それが当然のあり方として認識される。また、何が市民性か、誰がよき市民かということもすでに決定されている状態にある。つまり、あるべき市民像が前もって規定されるのである。よって「特定の性質をもった政治的主体が準備できているかどうか」¹⁸が民主的な政治の条件となる。この論によると、民主的な政治の「出来事」の前に政治的なアイデンティティが形成されている、あるいは形成されていなければならない。そのため、多様な主体のあり方に限界が設けられる。

ピースタは、市民性教育の「社会化の構想」のこの点を克服するために「主体化の構想」を提示する。その構想においては、民主的な市民のあり方を、個人が獲得する既存のアイデンティティとしてだけでなく、「未来に向けて根本的に開かれた目下進行中の過程」¹⁹としても捉えることが重視される。ピースタは、この議論をランシエールの「政治的主体化」に依拠して展開する。とくに、すでに与えられたアイデンティティや能力といった様々なものを実践を通して形成し直す「作動させる者」が主体であるという点に着目したうえで、彼は、本論第1節においても検討したドゥロワンの事例について以下のように言及する。

〔出馬する〕ことによって、「あらゆる普遍性から彼女の性を排除した普遍的困難の内側において、彼女はその矛盾を証明したのである」。「ポリスと政治の理論の真の矛盾」を舞台に据えることこそが、その出馬を政治的「行為」にしたのであり、そして、この政治的「行為」のうちにまたそれを通してこそ、政治的主体が確立されるのである。このように述べられる政治が、ランシエールにとっての主体化のプロセスである²⁰。

この事例を通してピースタが強調する点は2つある。第1に、既存の秩序においてすでに適切とされる話し方、存在の仕方に結びつきつつ、他方でその秩序のどこにも当てはまらない存在の仕方として現れるという過程である。この過程を経ることで、新しい主体は「秩序のどこにも当てはまらない」という点で、既存の秩序への「補足 (supplement)」²¹となる。第2に、この「補足」によって、主体は、自らはもちろん秩序の各人それぞれにアイデンティティを与えている経験野を再定義するのである²²。

このように、ピースタは、秩序においては、そこで適切であるとされる振る舞いや言い方を分解し組み立てることが、「政治的主体化」の重要な点であり、それに基づいた市民性教育を構想する。言い換えると、ピースタの「主体化の構想」では、民主的な政治のために個人を準備させるのではなく、民主的な政治への関わりを通して「政治的主体」が形成されることが目指される。そこで行われる学習は、「知識、スキル、コンピテンス、傾向の獲得」ではなく、民主制の実験への「さらされ」であり、参加である²³。

2.2 「無知な市民」

ピースタは、上記のような市民性教育の「主体化の構想」を論じる自らの意図を「よき市民とはなにかについての構想」の違いではなく、「市民性、民主主義、知識それぞれの関係の異なる理解の仕方」を描き出すことであると述べる²⁴。彼は、この異なる理解の仕方に基づいた主体が「無知な市民」であると主張する。この概念は、主体が知にどう取り組みうるのかという問題を提起する。よって、ここでは「無知な市民」の概念に着目することで、市民と知の関係を検討していく。ピースタは、主体、知識、民主主義の関係のあり方の別の可能性を提示するものとして「無知な市民」を以下のように論じる。

民主的な主体は、その特性が教えられ学ぶことで得られる前もって決められているアイデンティティとして理解されるのではなく、民主的な過程とその実践を通して、新しくまた異なる方法で繰り返し現れてくる主体として理解されるべきであるということを確認に示すために、私はこの「他なる」市民を無知な市民と呼びたい。無知な市民とは、誰かが想定している「よき市民」などというものについて全く気づいていない者のことである。無知な市民とは、ある意味でこのよき市民についての知識を拒否し、この拒否によって、飼いや慣らされることを拒否し、前もって規定された市民のアイデンティティに縛り付けられることを拒否する者である²⁵。

ピースタが論じる「無知な市民」の内実の後半にまず着目すると、主体とは秩序が用意するよき市民についての知識を拒否し、この拒否によって飼いや慣らされ、秩序によって規定された市民のアイデンティティに縛られるのを拒否する者である。この点は、ドゥロワンの事例においてランシエールが論じた主体のあり方と矛盾はないだろう。しかし、主体が前もって決められた能力やスキルを前提とせず、民主的な実践と過程を通して新しく、異なる方法で現れるということを示すために、なぜピースタが「無知な市民」という名を示さなければいけなかったのかという点については、この論理からは十分に理解できない。

さらに、上記の議論の前半に目を向けると、ピースタは、「無知の市民」が、「社会化の市民性教育」で想定されるような「よき市民」のあり方に「気づいていない (oblivious)」(傍点引用者) 者であるという。これは、上記引用文の後半の「飼いや慣らされることを拒否」することや「前もって規定された市民のアイデンティティに縛り付けられることを拒否」することとは異なる状態である。拒否という選択を行うには、人間はそこで何が起きているのかについて気づき、意識化できていなければならないのではないだろうか。つまり、政治の主体である市民が、「よき市民」のあり方に「気づいていない」ようでは秩序が規定する様々なものを組み立て直し、それを作動させていくことは不可能ではないだろうか。

ドゥロワンの事例を振り返ってみると、彼女は「平等」という「体制側」の言葉を用いて、自らに課せられたアイデンティティを分解し、再び組み立てていた。従順に知識を受け取る側に位置づけられた彼女が、共同体における自らの位置＝地位を自らの実践によってずらし、同時に「ポリス」の論理と「政治」の論理の矛盾を演出するために用いたのである。だから、市民は、秩序から与えられる知に従属することは拒否したとしても、それがどのようなものなの

かについて気づいていないわけにはいかない。「感性的なものの分割＝共有」のなかで、秩序が示す「よき市民」像を引け受けつつも、それを戦略的ずらしていくことが、ランシエールにとっての「政治的主体化」であるからである。何を知るか、知らないでいるかは、境界線の引き直しに大きく作用するだけではなく、「政治的主体化」としての「政治的」行為そのものである。このことから、秩序により規定された「社会化の市民性教育」が提供する知識について、人々が単純に「知らない」「気づいていない」ままでいるとランシエールは考えないであろう。

本論は、ビースタが上記の点を見落としていたかどうかを問題にしたいわけではない。しかしながら、「無知な市民」と言うことで、「政治的主体化」と知の関係性が見えづらくなっていることも事実である。この関係性をランシエールの「知識の美学＝感性論」に立ち返ることによって今一度検討しよう。

3. ランシエールの「知識の美学＝感性論」

ランシエールにとって、知識は「政治的主体化」に大きく関わる問題である。なぜなら、何を知っていて、何を知らないかということは、位置＝地位としての知により分断 (diviser) されており、主体のあり方を規定するからである。本節では、彼の「知識の美学＝感性論」を検討することによって、市民性教育における知の捉え方を再検討するうえでの示唆を得たい。そのために、ランシエールの論文「領域を超えて思考する：知識の美学＝感性論 (Penser entre les disciplines: Une esthétique de la connaissance)」(2008年)を中心に知について検討する。

3.1 「知の反転としての無知」

ランシエールにおいては、無知は単純に知の対極に捉えられるのではない。無知は知の反転である。彼は、ある1つの知は、実際には1つではなく、「常に1つのもののなかにある2つのものである (toujours deux choses en une)」²⁶であるという。その1つは知識の集合体としての知であり、もう1つは個人や集団の位置＝地位の分断に関する知である。さらに、これらの知識の集合体のそれぞれは、無知の反転でもあるという。この点を以下に詳しく見ていこう。

ランシエールは、『判断力批判 (Kritik der Urteilskraft)』(1790年)においてイマニュエル・カント (Immanuel Kant) が美学＝感性論を新しい体験の類型として体系化したと考える²⁷。彼はカントに依拠して自身の「知識の美学＝感性論」を展開する。よって、以下のカントの趣味判断の議論から考察を始める。

誰かが私に向かって私の目の前にある宮殿を美しいと思うかどうかと訊ねるとする。これに対して私は、一自分はこのような物は好きではない、このような物を見る人の目を見張らせるためだけに建てられたものであると答えるかもしれない。…それどころかルソーのように、人々の苦役をこんな贅沢なものに浪費する王侯の虚栄心を強く非難することもできるかもしれない。…私のこのような主張がすべて承認され、是認されたとしても、ここではそのようなことを問題にしているのではない。…趣味について裁判官の役目を果たすためには、私たちは事物の実在に少しでも心を奪われてはならない、要するにこの点に関しては、あくまで無関心でなければならない²⁸。

ランシエールによれば、カントは、趣味判断の能力すなわち美的＝感性的なものの判断力は、あるものへの欲求、あるいはそれに対する快・不快の感情から切り離される、と主張している。つまり、趣味判断の能力は、関心から切り離されているという主張である。そのために、美的＝感性的形式はその習慣的・社会的背景から孤立させられ、中立性が保たれ、美的＝感性的体験は、通常の社会的経験の状態からある種の中断として規定される。この趣味判断を、ランシエールは「階層をなすことのない判断」²⁹と読む。

このカント読解においてランシエールが乗り越えたかったのは、ピエール・ブルデュー (Pierre Bourdieu) の読解に見られるような「階層を前提とした判断」である。つまり、判断力としての「感性」が一部のものの特権でしかありえないという主張である。ランシエールは、このような主張が「正しい」知をもっている者たちの特権主義につながる、と考えるのである。ブルデューは、カントの趣味判断が階級にもとづく行動規範から自分たちを抽象化できる、あるいはそうできると信じる者たちの特権を前提としており、それは美的幻想でしかないと断罪する³⁰。この読みは、階級による人々の役割の固定化を批判している一方で、実は、知を「真の知」と「無知または誤った知」の2つに分断するとランシエールは批判する。ブルデューの図式によると、知は常に分けられ、「真の知」は人間を解放し、「無知または誤った知」は人間を抑圧するという二項図式において理解されてしまうと言うのである。その結果、「(正しく)知っている者」と「誤った、あるいは知らない者」に人々を二分してしまっている、とランシエールは批判する。つまり、彼は特定の「正しい知」によって問題は解消されるものではないと主張するのである。

ランシエールは、「正しい知」をもつものともたない者を区別し、それを正当化することを批判したうえで、ある1つの知は、実際には1つではなく、「常に1つのもののなかにある2つのもの」³¹であり、それぞれの知には特定の無知が付きものであると述べる。つまり、知は構造的に無知に結びついている。この理論にしたがって『判断力批判』における宮殿建設の例を検討すると、「[労働者]らの置かれている状況が、彼らに従属させられているもの以外の別の身体や別の見方をもつことを禁じていると考えられる。そのなかで、労働が費やされた産物、そして自分たちから横取りされた労働から解放された時間 (oisivité) 以外のものを宮殿のなかに見ることから労働者を妨げているから」(傍点引用者)³²、彼らは現状に甘んじて従属しているのであるという。

これは以下のように理解できる。労働者らはものづくりの技術を知っている一方で、自らの仕事の等価をより大きな視野をもって評価することについては無知であると見なされる。他方、このような知・無知の背景には、労働者らが自分の場所にいなければいけないことを知っているという位置＝地位としての知がある。ランシエールは、労働者たちは搾取について気づいていないのではなかったと主張する。労働者らが従属させられているのは、彼らが搾取という事実について無知であったからではない。すなわち、ある「知が欠落」していたのではない。むしろ彼らは、宮殿が自分の労働の、そして自分たちから横取りされた労働から解放された時間の集積であると知っているからこそ、搾取に「気づかないでいることができなかつた」(傍点引用者)のだとランシエールは考える³³。この位置＝地位に関する労働者らの知は、彼らをそこ

に固定し、宮殿の美を別の見方—たとえば、貴族がその美しさを楽しむように一見することを阻むのである。

以上のように、あるものが見えるようにしているのも見えなくしているのも特定の知である。知と無知の決定づけられた関係は、秩序における個人の位置＝地位としての知に形づくられている。秩序において権力・財力をもつ者に従属する位置＝地位としての知は、労働者らの特定の無知の条件をつくっている。たとえば、低賃金を受け取る以上の仕事の等価についての無知や宮殿の美を楽しむことについての無知の条件をつくっている。労働者の無知の状態は「知の欠落 (omission)」ではない。そうではなく、秩序における位置＝地位の配置により見方を条件づけられているだけであるとランシエールは主張する。しかし、そうであるとしても、上記のような労働者が市民として新たな知をつくりだす契機はどこにもないように見える。この知の反転としての無知は、市民性教育における知の刷新の可能性にいかなる含意をもつのだろうか。

3.2 「美的＝感性的体験」

以上のように、秩序における個人の位置＝地位についての知は個人の特定の見方を定める。しかし、この秩序により課された配置は、撤廃される可能性を含むとランシエールは主張する。この撤廃を担うのが、「美的＝感性的体験 (expérience esthétique)」である。「美的＝感性的経験」は、秩序のなかで与えられた自分の役割をこなすための技術などの知と、場所すなわち位置＝地位の分配としての知の関係を中断するという。つまり、「場所の分配と秩序を構成する能力 (competence) を逃れる」のである³⁴。

労働者たちが自らに秩序から与えられた知を受け取り、与えられた役割をこなしているだけでは「美的＝感性的経験」は起こらない。しかし、もし労働者らが与えられた自らの役割から自らを切り離す (disjoindre) ことができたならば、それまでは既存の秩序にあり得なかった存在のあり方が労働者らにとって可能になるのである。たとえば、労働者は自分のものではない宮殿においてあたかも自分の家にいるように宮殿の美しさを楽しむ。ここで、労働する「腕」と美しいものを楽しむ「目」の「効果的な切り離し」が可能になるのである³⁵。ランシエールは、1848年にフランスに生きた労働者の手記にその根拠を見る。

床の敷き詰めが終わるまでは我が家にいるという思いに耽りながら、彼は部屋の配置を味わう。窓が庭に向かって開け放たれているか、あるいは絵のように美しい地平線を一望に収めることができるならば、彼はその手を休め、近所の主人たち以上にその景色を楽しむために、広い景色に向かう夢にずっと入っていくだろう³⁶。

これは、労働者ガブリエル・ゴニ (Gabriel Gauny) の日記からの抜粋である。ゴニは、仕事の手を休めて、部屋の配置や窓の外に目を向けることによって、秩序のなかで自分の役割を果たすための技術的な知と秩序に関する知から切り離された形でふるまい、眼ざしている。ランシエールは、ゴニの文章がまるで『判断力批判』の「個人的な言い換え」³⁷であると考え。秩序は、現実が1つであると思ひ込みたがっているとランシエールは述べる。その一方で、この中断は、ゴニの労働者の現実を二重にするとランシエールは考える。言い換えると、「美的＝感

性的体験」は、ゴニのアイデンティティを二重にする。1 つは秩序のなかで与えられた役割を果たすゴニ、もう1つは、プロレタリアとしてのゴニである。この新たなアイデンティティが、「私的な状況に割り当てられたもの、および共同体の関係から中断することのできる主体」³⁸であるとランシエールは主張する。このように、ランシエールは、技術的な知など自分の役割をこなすための知と位置＝地位の分配としての知の関係を中断する契機を「美的＝感性的体験」と呼ぶ。この体験は、自明の秩序による知のあり方を中断させることから、新たな知の可能性を開く。

以上のように、ランシエールは、無知が単なる「知の欠落」ではないことを明らかにする。このことは、市民が単に秩序が定める知に気づいていないという状況を否定する。さらに、「美的＝感性的体験」は、秩序の中断としての新たな知の創造の契機を示す。

おわりに

本論は、ランシエールに即して、秩序のなかで知がいかに捉えられるのかを検討してきた。ランシエールが「知」「無知」という言葉を用いて強調するのは、単純に「正しい知」と「誤った知」あるいは無知があるわけではないという点であった。かわりに、知識の集合としての知と秩序において与えられた位置＝地位としての知がある。また、それぞれの反転として無知がある。つまり、何を知っていて、何を知らないかということは、位置＝地位としての知により分断されている。このように、知識の美的＝感性的側面に着目することによって、特定の「知の欠落」ではなく知識の構想自体と実践を分断するものとしての無知に気づくことができる。その分断を中断するのが、「美的＝感性的体験」である。

このように、「知識の美学＝感性論」は、知識の集合体としての1つの知が、位置＝地位、即ちトポスについての知に条件づけられていることを示す。よって、若者が既存の秩序に取り込まれることなく政治の主体として生きることを市民性教育が支援するならば、以下の2点が重要であると考えられる。第1に、位置＝地位も個人の実践を通して作動させることによって新しくつくりかえることを意識することである。言い換えると、市民は、その知識がどのように規定されているか否か、誰が知っているか否かといった事柄が位置＝地位としての知による分断の結果であるということを踏まえる必要がある。第2には、このような分断を中断するような「美的＝感性的体験」を意識的に設けることである。「感性的なものの分割＝共有」の自明の秩序を中断するような場所を学校のなかに成立させるには、ゴニが仕事のための手と美しい情景を捉える目を切り離れたような体験、つまり日常を統制する秩序から中断される時間と空間が必要となる。学校教育における「美的＝感性的体験」の創造についての実践的な考察を今後の課題としたい。

¹ Delanty 2000, Hyslop-Margion and Sears, Alan, 2006.

² 文部科学省 2018 年。

³ 杉浦 2018 年、植田 2018 年など。

⁴ Biesta 2011、広田 2015 年、2017 年。

⁵ 広田 2015 年、pp. 27-34; 広田 2017 年、pp. 359-360。

⁶ ビースタ 2014 年、p. 4: ビースタは学習論に重きにおいて市民性教育の「主体化の構想」を

論じているが、本論では、学習は教育の一側面であると捉え、市民性教育論としてビースタの「主体化の構想」を論じる。

⁷ Biesta, Op. cit., 小玉 2016 年、pp. 186-188.

⁸ Rancière 1998, p. 40.

⁹ Rancière 1992, p. 62.

¹⁰ Rancière 1998, p. 41.

¹¹ Ibid.

¹² Rancière 2004.

¹³ Ibid., p. 7.

¹⁴ Rey 2001, pp. 340-341.

¹⁵ Rancière, Op. cit., p. 8.

¹⁶ Biesta, Op. cit., p. 86.

¹⁷ Ibid., p. 44.

¹⁸ Ibid.

¹⁹ Ibid., p. 43.

²⁰ Rancière 1998, p. 41 in Biesta Ibid., p. 94.

²¹ Rancière Ibid., p. 73 in Biesta Ibid., p. 95.

²² 原語では *recouper* (再び切断する) であるが、英語訳では *redefine* となっており、ビースタも再切断ではなく、「再定義」することを想定して議論しているため、ここでは「再定義」として議論する。

²³ Biesta Op. cit., p. 97.

²⁴ Ibid., p. 95.

²⁵ Ibid., p. 97.

²⁶ Rancière, 2008, p. 85.

²⁷ Ibid., p. 82.

²⁸ Kant 1987, pp. 45-46; カント 1964 年、pp. 72-74.

²⁹ ランシエール 2009, p. 21.

³⁰ Bourdieu 1984, pp. 40-43.

³¹ Rancière, 2008, p. 85.

³² Ibid.

³³ Ibid.

³⁴ Ibid., p. 87.

³⁵ Ibid., p. 88.

³⁶ Ibid., pp. 87-88 : この例は、Rancière, 1981 でも論じられている。

³⁷ Ibid., p. 87.

³⁸ Ibid., p. 90.

引用・参考文献

Biesta, Gert, *Learning Democracy in School and Society: Education, Lifelong Learning, and the Politics of Citizenship*, London: Sense Publishers, 2011.

Bourdieu, Pierre, *Distinction: A Social Critique of the Judgement*, Cambridge, MA: Harvard University Press, 1987; *La Distinction: Critique sociale du jugement*, Paris: Les Editions de Minuit, 1979.

Delanty, Gerard, *Citizenship in a Global Age: Society, Culture, Politics*, Maidenhead: Open University Press, 2000.

Hyslop-Margion, Emery and Sears, Alan, *Neo-Liberalism, Globalization and Human Capital Learning: Reclaiming Education for Democratic Citizenship*, London: Springer, 2006.

Kant, Immanuel, *Critique of Judgment*, Cambridge, U.K.: Hackett Publishing Company, 1987; カント、イマニュエル『判断力批判 (上)』岩波書店、1964 年。

- Rancière, Jacques, *La nuit des prolétaires: Archives du rêve ouvrier*, Paris: Fayard, 1981.
- Rancière, Jacques, "Politics, Identification, Subjectivisation," *October*, Vol. 61 (Summer, 1992), Cambridge, MA: MIT Press, 1992, pp. 58-64.
- Rancière, Jaques, *Dis-agreement Politics and Philosophy*, Minneapolis, MN: University of Minnesota Press, 1998; *La Mécontente*, Paris: Edition Galiée, 1995.
- Rancière, Jacques, *The Politics of Aesthetics*, New York, NY: Continuum, 2004; *Le Partage du sensible : Esthétique et politique*, Paris: La Fabrique-Editions, 2000.
- Rancière, Jacques, "Penser entre les disciplines: Une esthétique de la connaissance," *Inästhetik*, Nr. 0, Zurich: Diaphanes, 2008, pp. 81-102.
- Rey, Alain, *Le Grand Robert de la langue française IV*, Paris: Le Dictionnaires Robert, 2001.
- 植田健男『『学習指導要領体制』の転換期における教育課程づくりの課題』『新学習指導要領批判と主権者・憲法教育(民主主義教育 21 Vol. 12)』全国民主主義教育研究会、2018年、pp. 93-100。
- 小玉重夫『教育政治学を拓く: 18歳選挙権の時代を見すえて』勁草書房、2016年。
- 杉浦真理『『公共』の可能性と課題』『新学習指導要領批判と主権者・憲法教育(民主主義教育 21 Vol. 12)』全国民主主義教育研究会、2018年、pp. 101-109。
- 広田照幸『教育は何をなすべきか 能力・職業・市民』岩波書店、2015年。
- 広田照幸「メリトクラシーからデモクラシーへーJ・ランシエールの『ポリス／政治』論を手がかりに」広田照幸・宮寺晃夫編『教育システムと社会—その理論的検討』世織書房、2017年、pp. 359-381。
- ピースタ、ガート「プロローグ」『民主主義を学習する』勁草書房、2014年、pp. 1-7。
- 文部科学省「資料 12-1 高等学校学習指導要領における『公共』(仮称)の改定の方針(案)」、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/062/siryo/_icsFiles/afieldfile/2016/08/01/1373、2018年8月1日。
- ランシエール、ジャック「フィクションの擁護のために(梶田裕によるインタビュー)』『感性的なもののパルタージュ』法政大学出版、2009年、pp. 65-130。

(臨床教育学講座 博士後期課程 3 回生)

(受稿 2018 年 9 月 1 日、改稿 2018 年 11 月 23 日、受理 2018 年 12 月 21 日)

藤本：ランシエールの「知識の美学＝感性論」

ランシエールの「知識の美学＝感性論」

—市民性教育の再考—

藤本 奈美

本論の目的は、ジャック・ランシエール (Jacques Rancière) の「知識の美学＝感性論」を手がかりとして市民性教育における知の新たな構想を提示することである。主な論点は、市民性教育において知と無知をいかに捉えるかである。議論を通して、以下の2点の重要性が指摘される。第1に、知と無知は、社会的な位置＝地位に関する知によって条件づけられているという点を意識すること、第2に、美的＝感性的体験を市民性教育に位置づけることである。

On Rancière's Aesthetics of Knowledge: Reconsidering Citizenship Education

FUJIMOTO Nami

This paper proposes an alternative vision of knowledge in citizenship education. Throughout the course, the significance of knowledge and ignorance and their implications for citizenship education are explored referring to the discussions of politics and aesthetics by Jacques Rancière. The following two points are suggested as critical issues to reconsider citizenship education: (1) the awareness that a certain knowledge and/or ignorance is conditioned by the knowledge of one's social position and (2) the creation of the moment of an aesthetic experience in citizenship education.

キーワード： 市民性教育、知識、美学＝感性論、ランシエール

Keywords: Citizenship education, Knowledge, Aesthetics, Rancière